

市政改革室課長代理専決要綱

(趣旨)

第1条 市役所課長等専決規程(昭和23年達第5号。以下「専決規程」という。)第11条第1項の規定による市政改革室の各課長代理(専決規定第2条第2号に規定する課長代理をいう。)の専決事項については、別に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(課長代理共通専決事項)

第2条 専決規程第3条の規程に基づいて課長が専決している次の事項については、専決規程第11条第1項の規定に基づき、当該課長が指揮監督する課長代理に専決させるものとする。

(1) 所属員(課長代理以上を除く。)の市内出張(宿泊を伴わない本市近接地内の出張を含む。)及び時間外勤務に係る命令、休憩時間の調整、休暇(病気休暇、介護休暇及び介護時間を除く)の承認並びに出勤及び退勤に係る軽易な届出の受付に関すること

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。